

不審な訪問者にご注意ください

令和2年10月5日更新

■概要

9月30日（火曜日）福知山市内の高齢者宅に、消火器の点検業者を名乗る者が突然訪問し、新しい消火器を販売し家にあった古い消火器を持ち帰りました。

その後、不審に思った家族が消防本部に確認したところ、明らかに高額な価格ではないものの領収書を発行していないなどの不審な点が見られました。

周辺宅にも似たような業者の訪問があったとの情報もありますので、ご注意ください。

■被害に遭わないために

- ◇訪問販売などはその場ですぐに契約せず、見積書をもらうなど内容をしっかり確認し、検討してから契約するよう心がけましょう。
- ◇不審な訪問業者は、見積書や領収書など連絡先となるようなものを残さないことが多く、消費者が返品や解約を求めようとしても困難となるケースがあります。連絡先等は必ず確認しましょう。訪問販売では、事業者が契約書や領収書などを交付しないことは法令違反にあたりますので、書面の交付を求めましょう。
- ◇突然の訪問や電話による勧誘などにより契約をした際に、一定期間は無条件で契約を解除できるクーリング・オフという制度があります。クーリング・オフについて詳しく知りたいときは、消費生活センターにご相談ください。
- ◇業者訪問等には、一人ではなく複数人で対応するようにしましょう。

■あやしいと思ったら、すぐ相談！

福知山警察署 ☎0773-22-0110

福知山市消費生活センター ☎0773-24-7020

消費者ホットライン ☎188